



GAP 普及ニュース 第26号 (2012.5)
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

【巻頭言】

「民間の農業塾で GAP 教育を開始」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事 佐々木茂明
(株式会社 Citrus 代表取締役)

私は、この3月31日で和歌山県農業大学校を最後に県職員を退職し、果樹農園で農業を始めました。「これまで長年、農業後継者の養成を目標として仕事をしてきた以上、退職後は農業に就かないと嘘になる」と、社会人課程（離転職者職業訓練制度農業科）の終了式で述べてしまいました。取材に当たっていた日本農業新聞の記者が、取材後、「校長先生は本当に農業に就くのですか」と尋ねてきましたので、「勿論です」と答えたのが弾みで、農業生産法人を目指した株式会社 Citrus を4月2日に設立しました。

また同時に、退職後は農業改良普及活動などでお世話になった和歌山県の有田地方で「更なる農業後継者の養成ができないものか」と考えていたこともあり、農業生産法人設立準備とほぼ同時に、厚生労働省が平成23年5月20日公布の「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」の「求職者支援制度」を活用した「農業塾」の開設も考えていました。

農業生産法人の設立は、日頃農業大学校の非常勤講師としてお世話になっていた流通業界の方のご支援と和歌山県農業会議のご指導により株式会社を設立した後、農業生産法人化の申請も無事終わることができました。

また、念願の「農業塾」は、各種の職業訓練を手がけている K.E.G（民間の教育支援センター）とのコラボで事業が認可され、4月24日にスタートとなりました。

「農業塾」の開設の鍵は、大学校で教えていた GAP（適正農業管理）の教科にありまし



K.E.G.職業訓練センターの和歌山駅前校

た。K.E.G と教育カリキュラムについて検討していた中で、一般社団法人日本生産者 GAP 協会が 2011 年 5 月に出版しました「日本 GAP 規範」の本を示したところ、K.E.G の代表に大変興味を持っていただきました。その後、K.E.G 社員らが農業大学校を訪れた際に、私が GAP 教育をはじめ農業教育への思いを伝えたことで、具体的な事業申請に進むことができました。民間からみれば GAP 規範は非常に大切なツールであり、「教育価値は充分にある」と判断されたように思います。

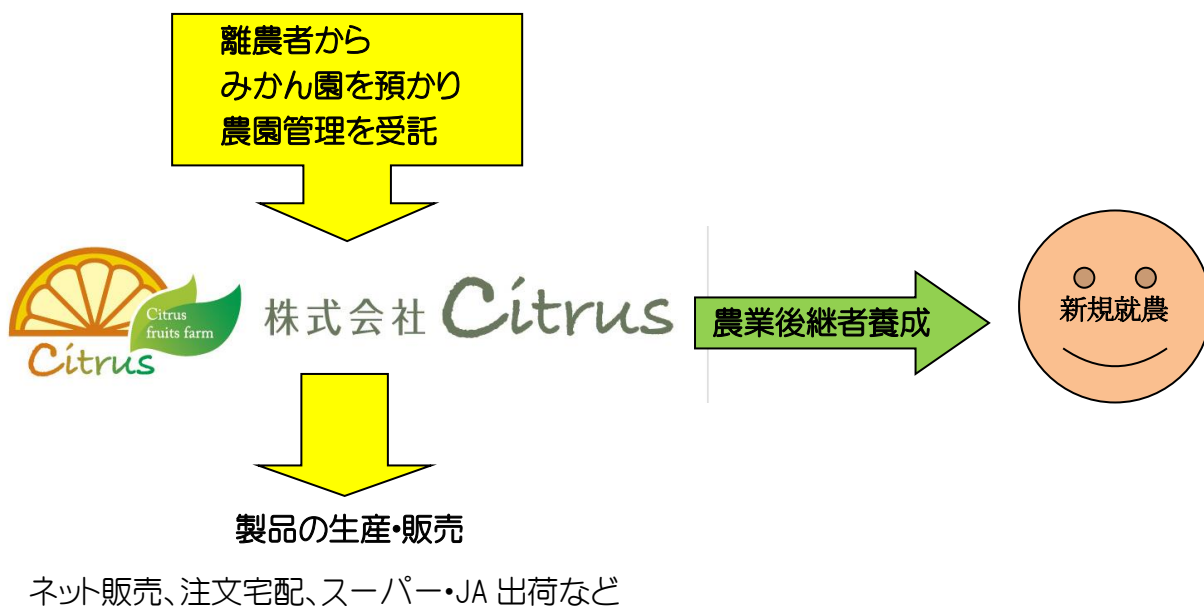
その後、K.E.G が求職者支援制度の申請先である独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構・和歌山職業訓練センター」へ積極的にアプローチをしたことにより、事業として採択されました。

株式会社 Citrus は、地域の遊休農地（みかん園）となってしまう恐れのあるみかん園を預かり、樹園地の荒廃を食い止める役目を果たすのと同時に、そのみかん園を管理するための人材育成を行うことを目的としています。当面は、農業塾修了者を何らかのかたちで地域に定着させるため、雇用を創出しなければなりません。そこで、修了者を弊社の社員として採用したり、遊休みかん園を借り受けて、そこを使用した就農支援なども考えています。そのためにも、農業を始めるに当たり GAP の教育から入り、地域の既存の農家と違う角度から評価を受けたいと考えています。

まだまだ全てがスタートしたばかりで、全く実績はありませんが、民間の教育機関で認められた GAP の教育課程に自信をもって、これから多くの人に強くアピールをしながら「農業塾」を成功させ、弊社の運営目的を達成していきたいと考えています。

そして、見える形で GAP の「環境に良い農業」の実践を通して、多くの方々に GAP を普及していきたいと思っています。

図1 法人運営イメージ



《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》—連載 第 16 回—

GAP の指導者養成と GAP の教育訓練、日・米・欧の比較

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

欧州の GAP 指導者養成

EU では、1999 年に「欧州営農指導補償基金による農村開発への助成規則」が制定され、2000 年には「農業技術員」による農業者に対する農業技術情報の支援が開始されました。これによってイタリアやスペインでは農業者に対する GAP 実践の強化体制が整いました。農業者は、農業技術員の指導に従って「環境の保全」、「食品の安全」、「動物の福祉」、「作業者の安全」などを確保する適正農業の実践を行っています。

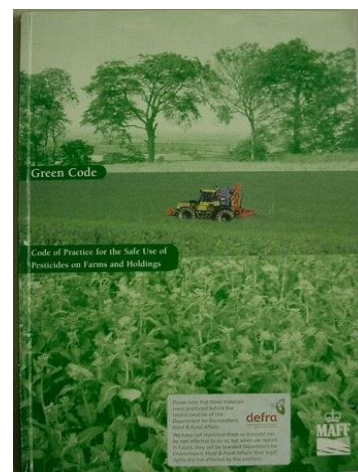
イギリスの環境・食料・農村振興省のクロス・コンプライアンス担当者 (Martin Devine) によれば、「イギリス政府は、農業者にクロス・コンプライアンスを理解してもらうために、電話によるヘルプラインや、ホームページ、メールでの応答体制をとっていますが、現場での指導は、農業技術員 (日本では農業普及指導員にあたる) が行っている」ということです。農業技術員の利用は有料であり、生産者農場を個別に指導していて、生産者は技術員に対する信頼が大変厚いので、「政府としては技術員に対する GAP に関する教育を重視している」ということです。

EU 加盟各国の農業技術員制度では、農業技術員が、農業者に対する農業技術の情報サービスを提供して GAP 規範の遵守を推進するとともに、スーパーマーケットなどが要求する「取引要件としての農場認証規準」の遵守を指導する役割も果しています。GLOBALGAP の農場認証では農場内部での検査や監査を認証の必要条件としていますが、スペインやイタリアでは、生産者グループの指導を担当する農業技術員が、事実上の内部監査員の役割も果していることも多く見かけられます。

GAP 教育訓練 (EU の事例)

EU の加盟各国では、農業者が農薬や肥料などの化学物質を取り扱うためには、そのための免許を持たなければなりません。

イギリスには、現在の GAP 規範の本となった「農場での農薬安全使用と所持のための実施要綱：Code of Practice for the safe use of pesticides on farms and holdings, 1998」という行動規範があり、農業者の農薬取扱いに関する適切な実践方法が具体的に記述されています。農業者がこの規範に基づいて、安全・有効で環境に配慮した農薬使用ができるようになるために、然るべき教育・訓練を受けて、その免許を取得しなければならないことになっています。この免許の取得は、「食品及び環境保護法：Food and Environment Protection Act, 1985」と「職業保健安全法 Health and Safety at Work etc. Act : 1974」により、農業者の義務となっているのです。



Code of Practice for the Safe Use of Pesticides on Farms and Holdings (英)

このような資格を認定するための訓練は、大学やコンサルタント会社が行っています。基礎コースとして、農薬の法律、ラベルと文献の読み方、取扱法と保管法、防護服、農薬の廃棄、使用記録、環境要因、物質規制などについて学び、実践コースとして、防護装置・散布装置の調整・手入れ、散布機の安全使用・圧力設定、環境への影響要因などについての教育・訓練を受けます。この訓練が終了したら免許取得の試験を受けることができます。試験の実施と免許の交付を行う機関は、国立技量検定委員会（スコットランドでは技量検定サービス）です。

GAP 教育訓練（アメリカの事例）

アメリカ合衆国にも EU と同じような農業者資格認定制度があり、農業者は既定の教育訓練プログラムを経て認証試験を受け、ライセンスを取得することになっています。教育訓練プログラムは各州の農業関係機関が行います。主な内容は、農薬の安全使用、動植物の絶滅危惧種について、水質の保全、環境の保全などについて学び、農業における有害生物と駆除の実務、農薬と容器の適切な貯蔵と使用の実務および農薬の取扱いと廃棄処分、農薬事故への対応などのトレーニングを行います。資格認定の試験と免許証の交付は、主に州ごとに行われていますが、州政府が実施していない場合には、連邦政府が行っているようです。

GAP 教育訓練（日本の事例）

日本には農薬管理指導士や農薬適正使用アドバイザーなどの資格認証制度があります。これは、農業従事者、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場業者などで指導的な立場にある者が、農薬の適正な使用を助言したり、指導を行うことを目的としています。都道府県が開催する「農薬管理指導士養成研修」を受けて認定試験に合格すれば知事から認定されます。有効期間は、多くの都道府県で3年間、更新を要する都道府県では更新研修の受講が必要とされています。研修で講義される主な内容は、農薬の特性、農薬取締法第12条に定める使用基準、当該都道府県の農薬安全使用指導指針、毒物および劇物取締法による毒物・劇物の指定を受けた農薬の安全使用・取扱い、特に注意を要する農薬の安全使用、病虫害と雑草の適正な防除法、農薬使用に伴う人・畜に対する危被害および環境汚染の防止などです。

日本に当てはまらない GLOBALGAP 認証の基準

EU の法令や、欧州の農業事情をベースにした GLOBALGAP の農場審査規準やそれをベースにした JGAP の農場審査規準では、「農場で使用する農薬や肥料を決定する人は、公的な資格を持っていないなければならない」といっています。それがいない場合は、公的な資格を持った人のアドバイスに従って資材を決定しなければならないと規定しています。

欧州の場合、ほとんどの農業者が免許を取得しており、免許を持っていない場合は農業技術員の指導のもとに農業が行われていますので、取引要件としての GLOBALGAP 等の農場認証では当然「適合」になります。

しかし、日本の場合は事情が異なります。農薬管理指導士は、農薬を使用する者に対して、農薬取締法やその他の法令の遵守などについての指導や助言を行うことを主な任務としているからです。このための研修および受験の対象者も、「生産部会などにおいて指導的立場にある農業者」とされています。教育訓練と資格取得の対象を一般の農業者にしてい

ませんので、欧米の取組み実態と比較すると、日本の資格取得者は圧倒的に少ない数です。したがって、日本において、欧米流の農場審査規準をそのまま取り入れると、ほとんどの農業者は認証規準に「不適合」になってしまうでしょう。

スペインにおける GAP 指導者養成の実態

スペインのアンダルシア政府は、2000年に農業技術員制度を開始しました。農業技術員の資格要件としては、大学で農学または微生物学を専攻した人で、一定の農業経験を経て75時間の技術員になるための専門研修を受講すれば農業技術者認定試験を受けることができます。それに合格してはじめて農業技術員となるのです。農業技術員は、農協に就職するか、農協や生産団体などから業務委託を受けて農業者に対する農業技術の支援を行います。技術員一人当たりが担当できる範囲は農家数と耕作面積に制限があります。

農業技術員の位置づけは準公的なもので、農業技術員の報酬の半分はEUの補助金で賄っています。このような補助金の使い方はイタリアなどでも見られますが、イギリスでは例がないようです。この農業技術員がいることで、事実上のGAPの指導とGAPの実践、そしてGAPの検証が行われているのです。農業者はその過程で農業技術員から個別の技術指導を受けるのです。この農業指導体制の下でGAPが求める具体的な技術、例えばIPM（総合的有害生物管理）などが指導されています。

アンダルシア政府は、2005年に環境保全型農業の「IP認証制度」を開始しました。EUの新たな農業政策のターニングポイントが2005年であることはこれまでも述べてきました。EUは、GAPは「やって当たり前の農業者の最低限のマナーである」とし、農業者に直接支払う環境支払を2005年に「GAP以上の行為に限る」と決めました。農業者は、直接支払いを受けるためには、GAP以上の行為でなければなりません。2010年現在では、化学農薬から生物農薬への転換を図った「新農法」の促進が、農業技術員の最も重要な仕事の一つになっています。

スペインにおける農業者に対する GAP 教育訓練と認定制度の実態

日本では、「欧州の農家は経営規模が大きいからGAPが出来る」という意見がありますが、イタリアでもスペインでも、果樹や野菜農家は家族経営型が多く小規模です。1ヘクタールの農家もあります。アンダルシアでは、平均で約1.5ヘクタールだそうです。こういった農家が、農協や企業的な取組みの農業会社に登録・所属して、農業技術員の指導の下に農場認証を受けて農産物を販売しているのです。

右の写真の農業者・ジョアン氏は、夫婦と雇用者2人の合計4人で、1.5ヘクタールの施設で野菜を栽培する平均的な農家です。農業者としてのライセンス・カードを持っています。この認定カードを持っていれば、肥料や農薬を買うことができます。アンダルシアでは、農業者のライセンスがなければ、肥料や農薬が変えないということです。このライセンスを取得するためには、90時間の研修会に出席しなければなりません。ここでは、病害虫の生物防除、安全な農薬の取扱、食品の安全管理、



ジョアン氏と農家IDカード
アンダルシア政府が発行するこの農業者の認定書が無ければ、農薬の購入が出来ない仕組みになっている。

労働安全と福祉、正確な記帳などの教育を受けます。規定の受講を終了すれば、認証試験を受けることが出来ます。ライセンスは 10 年間有効ですが、年に 1 回、農場管理の抜打ち検査があり、問題があれば注意や勧告、その他の指導が行われるそうです。ジョアン氏は、今まで問題を指摘されたことがなかったということでした。

農業者は、常に新しい情報を入手するなど、知識の向上と計画的な管理を行わなければなりません。このように、GAP は農業者の最低限のマナーですから、やって当たり前になっています。それよりも 2005 年以降は、GAP 以上の行為、環境便益となる適正農業管理（積極的な環境保全農業）の実践の時代に入っているのです。

『日本適正農業規範』（日本 GAP 規範）の簡単な紹介（第 9 回）

山田正美（GAP 規範委員会）

[注：文中（ ）内の参照番号は
『日本 GAP 規範 Ver. 1.0』の項目番号です]

今回は、第 8 章の「農産物の安全性と食品衛生」について紹介します。

第 8 章 1 節 はじめに

安全な農産物・食品を国民に安定的に供給するためには、農産物を生産する農場はもとより、農産物の加工、流通、消費に至るまでの全ての段階を適正に管理する必要があります(8101)。

このうち GAP（適正農業管理）は、農産物が出荷されるまでの範囲を対象としています。そのため、農産物の生産から出荷されるまでの間において、正しくリスク評価を行うとともに、農業現場における多様な危害（ハザード）の要因と向きあいながら、危害が発生するリスクを日々改善する努力を積み重ねていくことが重要になります(8101)。

農産物を安全で品質の良い状態で出荷するために考慮すべき主要な危害要因と被害は、下表に示したようなものがあります(8102)。

表 出荷農産物に発生するリスク

危害要因	考えられる被害	被害発生の主な要因
化学物質 (農薬・薬品・医薬品等)	化学物質による被曝被害 発生時販売停止や信頼失墜	農薬等の不適切な使用 器具の不適切な管理
病原微生物等 (食中毒細菌・病原性大腸菌等)	急性中毒、下痢、嘔吐被害 発生時の出荷停止や信頼の失墜	家畜糞尿による汚染 作業者の衛生管理 洗浄水の汚染
異物混入 (金属片・毛髪・虫)	異物混入クレーム 信頼の失墜	作業者の身だしなみ 作業所の整理整頓清潔

危害の発生リスクを日々改善する努力の積み重ねが重要

第8章2節 農場と農産物のリスク評価と一般衛生管理

農場や農産物の管理責任者は、堆肥の放置、隣接地からの農薬のドリフト、降雨による浸水など、収穫物に影響を与えるような危害要因(リスク)を正しく評価し、そのリスクを減らすための手順を定めておくことが重要です。農薬散布の場合、農薬のラベルに記載された使用回数や収穫前日数は確実に守らなければなりません。万一、守られなかった場合は収穫・出荷することができなくなります(8201)。

また、農産物の生産・収穫・調整の現場には、食品としての危害要因になる化学物質・病原微生物・異物を「持ち込まない」「持ち込ませない」ようにして下さい。例えば生産現場への野生動物やペットなどの侵入はサルモネラ菌に汚染されている場合があるので、出荷農産物に接触させないようにする必要があります(8202,8203)。

第8章3節 調製施設の安全・衛生管理

農産物の収穫・調製施設は、できれば適切な設計とレイアウトに基づいて作り、危害要因が混入する危険性(例えば破損の恐れのある照明など)を可能な限り排除して下さい(8301,8302)。

圃場や施設に近い場所に管理の行き届いたトイレと手洗いの設備を確保し、適正な衛生状態に管理して下さい(8303)。また、農産物をトラック輸送する場合には農薬や肥料、燃油などと一緒にしないで下さい。肥料や農薬等の運搬に使った後で農産物を運ぶ場合は、事前に荷台を洗剤で洗浄するなどの対策が必要です(8304)。

衛生管理規則(例)

- ・ 病気(感染症)の作業者は農産物に触れる作業はしない
- ・ 作業前とトイレの後は、手を良く洗う
- ・ 手袋は定期的に洗浄交換する
- ・ 農薬や肥料などで汚れた衣服のままで収穫や調整作業をしない
- ・ 飲食や喫煙をしながら作業はしない

.....

第8章4節 収穫・出荷における安全・衛生管理

農産物の収穫・調整作業は、「食品」としての十分な品質管理および安全管理、衛生管理が必要です。農産物の取扱いと施設における危害防止については、必ず『衛生管理ルール』を作り、作業員全員に説明を徹底するとともに、いつでも内容を確認できるように、目立つ場所にポスターなどで掲示して下さい。また、従事者が汚染源とならないよう、健康管理に気を付ける必要があります(8401,8402)。

収穫に使用するナイフやハサミは定期的に洗浄・消毒し、持ち運びは清浄な箱に入れて行い、使用後は洗浄・消毒をして決められた正常な場所に保管して下さい(8403)。

出荷用のコンテナや段ボール箱は肥料や農薬と一緒に場所に保管しないで下さい。また、通いコンテナは常に清潔に保つようにして下さい(8404)。

農産物の洗浄に使用する水は飲用に適している水であることが必要で、1年に1度は水質検査を行って飲料水基準に適合していることを確認して下さい(8405)。

衛生害虫や野生動物、ペットの施設への侵入が確認された場合は、適切な駆除や侵入対策を行ってください(8406)。

以下次号に続く

2012年5月度GAP実践セミナー開催のご案内

テーマ：『日本GAP規範農場評価制度』と『GAP指導者養成』

開催期日：2012年5月21日（月）～22日（火）

開催場所：文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市竹園 2-20-5）

主催：一般社団法人日本生産者GAP協会

指導機関：株式会社AGIC（エージック）

参加受付：申込みフォーム（下記のホームページからお申込み下さい。）

<http://www.fagap.or.jp/education/seminar/201205.html>

事務局：一般社団法人日本生産者GAP協会（教育・広報委員会）

〒305-0035 茨城県つくば市松代3-4-3 A402

E-mail：mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者GAP協会HP）

定員：50名

受講料金：25,000円（当協会会員18,000円）

（セミナー用テキスト、『日本GAP規範』、『FGAP規準書』等を含む）

GAPセミナー開催の趣旨

現代の農業は、化学肥料や化学農薬の登場により生産性が飛躍的に向上しましたが、同時に土壌や水質などの汚染、自然生態系・農業生態系への悪い影響が現れてきました。これらの問題を改善するために、GAP（Good Agricultural Practice、適正農業管理）、つまり「良い農業の実践」が欧州により提案されました。GAPは、環境・資源の保全により農業の持続性を確立し、農業者の作業の安全や消費者の食の安全を確保するための、いわば現代の農業へのアンチテーゼなのです。

2011年5月に一般社団法人日本生産者GAP協会より「良い農業の実践」の道標（みちしるべ）として『日本GAP規範 ver.1.0』が刊行され、栃木県や富山県、長野県などでも県版の「GAP規範」が作成されています。農業者は、「GAP規範」を必携の書として自らの農業計画を見直し、課題の改善に努めることが必要です。また、農業普及指導員やJA等の営農指導員は、農業者のGAPへの切掛けを作り、農業者のGAPを具体的に支援する必要があります。

農業関係者が農業者のGAPを支援するためには、GAP規範の理解と農場評価の判断力が必要です。農業者の農業実践がGAPであるためには、先ず第1に環境・人・食品に関する十分な「リスク認識」を持って農場における問題点を把握することが必要です。このような「リスク認識」を支援することがGAP指導者の大きな役割の一つであり、農業者自身よりも客観的な判断ができるからです。

農場の①何処が問題なのか、②なぜ問題なのか、GAP規範に基づいて問題の根拠を明らかにし、③「どうすれば良いのか」を指導（示唆）することで、農業者は問題点の改善が容易になります。そのため本セミナーでは、「日本GAP規範農場評価制度」を学び、実際に評価作業を行うことでGAP指導者の農場評価能力を高めることを目標としています。

「2012年春期GAP実践セミナー」は、2月23日・24日の両日、文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市）で開催され、全国各地から50名が受講されました。このようなセミナーは、これまで都道府県単位で行ってききましたが、今回は生産者GAP協会が主催する全国規模のGAP実践セミナーであり、「『日本GAP規範』に基づく農場評価制度」を学び、農場の評価事例を用いて実際に評価作業を行っていただき、GAP指導者としての農場評価能力を高めることを目標としています。

前回のセミナーが非常に好評でしたので、時間を少し延長してその内容を拡充させました。このような実践セミナーを年5～6回開催していくことを計画しています。

また、ご要望に応じて、地方ブロックでも開催することを計画しています。特に、気候等の環境条件の異なる九州・沖縄ブロック、東北・北海道ブロック等における開催を考えています。

GAP 実践セミナー「GAP 指導者養成講座」のプログラム

1 日目（5月21日）10:15-16:45	2 日目（5月22日）9:15-16:30
1（講義1）GAP 概論『GAP の意味』 《GAP を正しく理解する》 ・GAP（適正農業管理）とは何か ・GAP 規範と GAP 規準について	6（演習2）農場評価演習（2人） ・FGAP の農場判定の実例コメントを元に2人の合議により評価する
2（講義2）GAP 概論『農場評価』 《農場評価の種類と意味を学ぶ》 ・なぜ評価するのか、誰が評価するのか ・産地のための評価制度	7（講義5）世界の先進事例に学ぶ ・GAP 政策と普及方法 ・GAP に対する農業者の対応
3（講義3）農場評価（監査）概論 《農場評価制度と評価員の技能を学ぶ》 ・GAP 評価員の役割と心得 ・FGAP 規準書の解説	8（演習2の続き）評価結果の解説 ・2人の合議による評価結果のバラつきとその平準化手法について講師が解説
4（演習1）リスクの発見 《事例写真からリスクを発見する》 ・どこが問題なのか ・なぜ問題なのか	9（演習3）農場評価演習（グループ） ・演習2の2人による評価結果を振り返り、グループで再度総合評価を行う
5（講義4）GAP 実践「リスク評価ツール」 《農場のリスク評価の方法を学ぶ》 ・リスク管理のためのリスクマップ ・リスク評価表、公開データの活用	10（演習4）レポートの作成 ・セミナーで得られた成果等についてレポートを作成する
	11. 研修のまとめ ・評価結果の解説と総評 ・総合討論による評価結果の平準化 ・団体としての取組みと評価の応用 ・レポートの事例発表

なお、1日目の午後5:30から交流会を予定しています。

《GAPにおける「適正」とは何か》

一般社団法人日本生産者GAP協会
理事長 田上隆一

「適正」の判断は、人によって差がある

農場評価を行う人には「専門的な知識」と「現場での判断力」が求められます。農業者のGAP実践はもとより、関係者によるGAPの指導においても、農場における問題点つまり「不適正」を発見し、その改善や管理の対策を講じることが中心になるのですが、「不適正」の判断は人によりばらつきがあります。

筆者らが2009年に栃木県で行ったGAP農場評価の実態調査によれば、生産者自身による自己診断とGAP指導者による外部検査では平均的に約10ポイントの差がありました。また、毎年実施している都道府県の普及指導員を対象としたGAP指導者養成講座における農場評価演習でも同じ傾向が見られます。この判断の差は、評価する人それぞれの「リスク認識」の違いによるものなのです。

GAP規範に書かれているのは「適正」の見方・考え方

一般社団法人日本生産者GAP協会では「日本GAP規範」(2011年5月)を刊行し、それを基にした「リスク認識を向上させるための農場評価トレーニング」を行っています。農場評価トレーニングでは、「適正」に対する判断力を高めることが目標です。そして、その場合の「適正」は、当該農場の管理が「日本GAP規範」で規定された行動や行為になっているか(つまり「適正」か)、そうではないか(つまり「不適正」か)ということが問われるのです。

ところが、「日本GAP規範」では、多様で複雑な農業のあらゆる分野について、詳細な事象ごとに「適正な実践(Good Practices)」を規定している訳ではありませんから、実際の農場管理の現場では判断し難い問題も出てきます。その場合に、評価者がより深い専門知識を必要とすることもあるでしょうが、その知識に基づいて機械的に判断するのではなく、GAPで求められている「適正」の意味を良く理解し、GAPが意図する「適正」を農場の実態の中で判断していかなければならないのです。

「期待される農業」としてのGAPは時代によって変化する

GAP規範やGAPの実施規準などは、それぞれの時代、それぞれの地域における「適正」な判断やその「適正」な対策について記述されたものです。また、第三者による審査なら客観的で「適正」な農場評価が行われると言いますが、その場合も『「適正」とは何なのか』、『何をもって「適正」と言うのか』などについて、GAPにおける「適正」の意味を良く確認しておくことが必要です。

GAPは、そもそも適正農業管理であると言われていますが、何を適正とするかは、一つには社会の変化によって、農業に対する期待の内容やその程度が異なっていますから、GAP規範やGAP評価規準は、社会的なリスク認識や法律などによる規制に従い、それらに基づく農業や農産物に関わる組織や機関の自主的な規制等によっても決まってきます。

GAPの「適正」は世界共通

しかし、GAPは地球環境の保全と人の生命の尊重についての適切な実践を課題としている訳ですから、国家の農業政策や地域の農業環境などの違い、社会的な認識の変化などによる具体的な規範の表現に微妙な相違はあっても、GAPの「適正」の位置付けや考え方については、世界共通の概念でなければならないはずです。現在のGAPにおける世界的な「適正」は、次の3つに収斂されると筆者は考えています。

GAPの「適正」～その1～

GAPの「適正」の一つは、「法令や科学に基づいていること」、つまり科学的であるということです。ただし、法律の規定が全て科学的な裏付けに基づいている訳ではありません。しかし、民主主義による法律で規制される農業の行為があれば、規制される行為を行っていないこと、つまり法令違反が無ければ「適正」と判断するということです。

GAPの「適正」～その2～

GAPの「適正」の2つめは、「予防原則が取り入れられていること」です。ここでいう予防原則とは、普通名詞ではありません。国際的なルールとしての「予防原則」です。1992年にブラジルで国際環境開発会議が開催されました。ここで採択された『リオ宣言』の第15条で「予防原則を取り入れなければならない」と言っています。

『リオ宣言』では予防原則の定義をしています。「環境に対して大きな危険性があるか、もしくは不可逆的な損害の恐れがあるかもしれないと思われるような場合は、科学的にその証拠や因果関係が提示されていない段階でも、リスク評価を行って予防的に対策を取らなければならない」というものです。

一般に言われているように、「リスク評価」とは、「危険の度合いを科学的に判断すること」ですが、それは、リスク評価の方法を科学的に行うということであり、評価の結果としてのリスクの度合いを科学的に証明できない場合であっても、「農業者は予防的対策を取らなければならない」ということがGAPにおける「適正」の考え方です。

GAPの「適正」～その3～

GAPの「適正」の3つめは「汚染者負担の原則」です。環境を汚染する原因物質が、大規模畜産農家の糞尿貯蔵施設、肥料・農薬の貯蔵施設、燃油タンクなどの特定の施設から漏れたり、流れ出たりする場合は、「点汚染源」あるいは「特定汚染源」と言い、汚染源を特定して対処することができます。したがって汚染者に対しては法的な規制もされています。当然、それらが「汚染者負担の原則」であることは誰もが認めることです。

しかし、GAPの概念が作られ、その実施が求められる最も大きな理由の一つは、「圃場は面汚染源（または拡散汚染源）である」という考え方にあるといっても過言ではありません。農地に施用された肥料や、植物体に散布された化学農薬、小規模な畜産農家の糞尿などが地域全体の汚染の原因物質となる場合は、汚染源が広範囲に亘るため、「面汚染源」あるいは「拡散汚染源」と言われ、その対策は、汚染源を特定しにくいいため、対象地域内の小規模な農家も含め、全ての農家による取組み、つまりGAPが必要となるのです。

環境汚染が起こってからではなく、汚染が起こらないように適正な農業をしなければな

らないという GAP（適正農業管理）は、正に「汚染者負担の原則」に基づくものです。これを実践するために、また、美しい環境を国民共通の財産として守るために行われるクロスコンプライアンス（環境配慮要件）として、税金で積極的に対応することも重要になるのです。

日本の農薬使用量が世界一位から第二位に

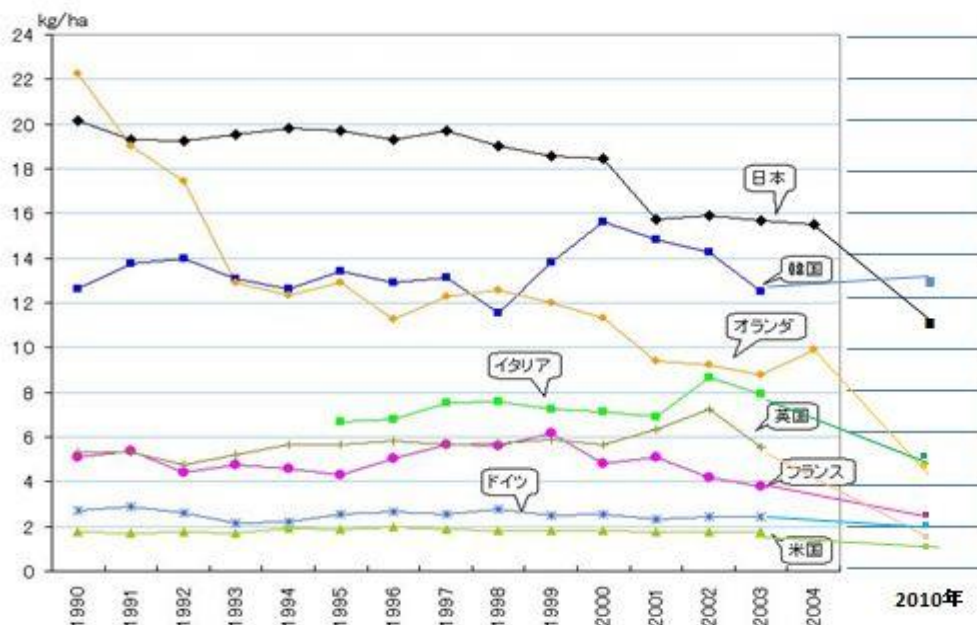
GAP 普及ニュース 22 号で、「対日環境保全成果審査評価 勧告」という OECD の報告書を紹介しました。また、23 号では、農林水産省が生物多様性の戦略の見直しを始めたことを紹介しました。

これらは、表現を変えれば GAP（適正農業管理）の中心的な課題である環境保全型農業の確立とその実践に関する課題です。そして、その切掛けとなったのが化学肥料や化学合成農薬の大量使用の問題でした。特に、レイチェル・カーソンが「沈黙の春」（1962 年）で農薬の危害について警鐘を鳴らして以来、化学農薬の使用を減らさなければならないという認識が世界の常識となりました。

そういう世界的な認識の中で、日本の単位面積当たりの農薬使用量の多さは世界の先進国の中で常にトップを維持してきました（下図：面積当たりの農薬使用量）。国による栽培作物の違いや作物の生育環境の違いなどがあり、一概に農地面積当たりの農薬使用量を比較するだけでは正確な判断ではないかもしれませんが、国や地域による圧倒的な使用量の

面積当たり農薬使用量

主要国の農薬使用量推移



・耕地面積当たりの有効成分換算農薬使用量。農薬は林・公園・ゴルフ場などの非農業用にも使用（米国では25%）

・本川裕作図に OECD 報告の 2010 年データを付け加えた

OECD database Environmental Performance of Agriculture in OECD countries since 1990

本川裕：社会実情データ図録「食品・農林水産業」<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/0540.html>

OECD Environmental Performance Reviews: Japan 2010

違いや、農薬使用の減少傾向は、大いに参考になると思います。

この図を見ると、21世紀になって、ほとんどの先進国で農薬の使用量が減っていることが分かります。日本は、長いあいだ農薬の使用量が先進国の中で一番でしたが、2010年には使用量がさらに減少して韓国より低くなり、農薬の使用量が2番目に多い国になりました。これは、安全性がより高いとされるネオニコチノイド系農薬の開発や消費者の安全性への要求および農家の意識の向上、農業政策などによってもたらされた喜ばしい結果であると思います。

しかし、依然として世界のトップレベルであることに変わりはありません。農業立国のオランダの例のように、1990年以降の劇的な農薬の削減率を見れば、「日本農業の特質」として「農薬の削減は困難だ」という理由は信憑性が薄れます。

人への危・被害を考えて開発された毒性の低いネオニコチノイド系農薬（用語解説参照）が、蜜蜂の大量死（蜂群崩壊症候群）の原因になっているのではないかという疑いがもたれ、自然生態系への新たな問題を投げかけています。

日本では、「食の安全」面だけから農薬の削減が言及されることが多いのですが、欧州では自然環境や生物多様性に与える影響を考慮して農薬を削減することが第一義的になっています。日本も、農薬が生物の多様性に大きな影響を与えていることを考え、GAP（適正農業管理）の普及を通して農薬の必要最低限の使用に努め、農薬の使用量をさらに削減していく必要があります。

㈱AGIC GAP普及部長 田上隆多

《厚生労働省関係の情報》

■食品の放射性物質の新たな基準値が出されました。

昨年3月29日に飲食物摂取制限に関する「暫定規制値」が示されてから1年が経った。この間、未経験であった日本では、政府・行政の不手際もあり、多くの混乱がみられたが、ここに来て、より厳しい新しい基準値になり、汚染核種も放射性セシウムに絞られた。

日本人の自然放射線による平均被曝量（「生活環境放射線」原安協-231（1992））の年間1.48ミリシーベルト（全世界の平均値は2.4ミリシーベルト）、医療による被曝量の平均2.25ミリシーベルト、国際航空機利用による被曝量の平均1.61（推定量）などと比較して、今回改訂された年間1ミリシーベルトは、相当程度低く定められたことになる。

日本の自然放射線による被曝量は、世界的に見てかなり低いものであり、世界にはインドやブラジルの一部に見られるように自然放射線が日本の数十倍の地域もあり、そこでも健康に異常が見られていないことから、相当程度安全なレベルになったことになる。

ここで、基準値の見直しの考え方と新基準値について、厚生労働省のホームページから引用し、その文章の一部を現在形に修正して以下に示した。

1. 見直しの考え方（厚生労働省）

○「暫定規制値」に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き

下げる。

○ 年間1ミリシーベルトとするのは、

- ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
- ② モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度 低下傾向にあること

○ 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容（新基準値は平成24年4月施行、一部品目は経過措置を適用）
具体的な新しい基準値（単位：ベクレル/kg）は、以下に示すとおりである。

これまでの暫定規制値		4月からの新基準値	
食品群	規制値	食品群	基準値
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類		乳児食品	50
肉・卵・魚・その他			

厚生労働省は、新基準値についての基本的な考え方について、Q & Aで説明している。（食品中の放射性物質にかかる基準値の設定に関するQ & A（平成24年3月30日））
また、食品安全委員会は、放射性物質の安全性について、Q & Aで説明している（放射性物質を含む食品による健康影響に関するQ & A（食品安全委員会））ので、参照されたい。

かねてより、お茶やきのこ、海藻などの乾燥食品について、放射性物質の濃度が濃縮される問題が指摘されてきたが、これについては、厚生労働省のQ & Aで個々の濃縮・乾燥した食品について詳細な説明がなされている。基本的には、乾燥食品であっても、水戻しして食べたり飲んだりするものについては、その戻した状態で放射線量を測定することになっている。ただし、これには例外的に扱うものがあり、飲む量が比較的多い麦茶や青汁などについては、抽出前の「一般食品」として取り扱い、ハーブティーや雑茶などについては、飲む量が比較的小さいので、飲む状態で測定し、その基準値は「水代替」ではなく『飲む状態での「一般食品」が適応される』としている。また、濃縮・乾燥してそのまま食べる食品・飲料については、当然そのまま「一般食品」が適応される。これらの乾燥・濃縮食品では、多くの境界領域があり、厳密な判断が難しい場合も多いが、これらについては、GAPの実践で必要な「リスク認識」が放射性物質と放射線による被曝に対しても必要であると考えられる。

今回の基準値の改定で、問題点がいくつかある。まず第一は、基準値そのものが厳しくなったことで、従来から汚染があるといわれていた特定の地域で基準値を超えるものがい

ろいろと出てきた。これらのうち、植物・作物については、カリウムが不足しがちな土地などで採れたタケノコ、キノコ、山菜などについて、より多くのセシウムが吸収されることもわかってきた。これからの継続的な試験が必要になるが、肥料としてのカリウムの施用に一定のセシウム吸収抑制効果があるものと考えられる。動物については、餌の汚染が問題になる。畜産物では、牛への稲わらが広域で問題になり、既に稲わらの産地における放射能測定と流通管理がなされるようになってきている。水産物については、当初はコウナゴなどで問題になったが、最近では主にカレイなどの底魚についての汚染が確認されており、漁獲と流通が自主規制されている。また、川が流れ込む池や湖などでの小魚の汚染も明らかになっており、今後、汚染地域から水が流れ込む閉鎖系の湖沼や準閉鎖系の東京湾などにおける放射能汚染をどのように解決していくのか、重い課題がある。

第二の問題は、放射能で汚染された農林水産物の取扱いである。食用として規制されているものが、そのまま流通したり、畜産用の餌として出回ることがないのか、ということである。もし出回っているとしても、汚染されていない餌と適度に混ぜられ、放射性物質が希釈され、基準値以内になったものがどのように取り扱われているのであろうか、ということである。また、多くの農業者、漁業者が自主規制に従うとしても、日々の生活に対する保障がなされているのか、これも心配になるところである。

第三の問題は、4月以降、様々な食品流通の組織で、国の新しい基準値より更に厳しい数値を「自主規制値」として出していることである。有機野菜の業者、大手スーパーなどが国の基準値の半分にしたのをはじめ、生活協同組合では国の基準のさらに10分の1や33分の1に自主規制値を設定し、自主的に検査を行っている。これらの数値は下限合戦の様相を呈しており「放射性セシウム不検出」を売りにしているところもある。

これに対して農水省は、国の基準値より低い数値を民間企業が自主基準値として運用していることに対して、4月20日に、国の新基準値に基づいて判断をするように指導し、風評被害など無用の混乱につながらないように注意喚起を行った。この通知は「過剰な規制による消費段階での混乱を避けるため、法律に基づく新基準値に基づいて判断するよう周知をお願いした」ものであり、自主検査の方法についても、客観的に検証された分析方法で行うことや、外部機関に依頼する際は分析の精度などを適切に管理している専門機関を選ぶよう求めている。

この注意喚起については消費者からの批判もあるが、生産者の立場からは、適正な指導であると考えている。冒頭で述べたように、一般食品は1キロ当たり100ベクレル、牛乳と乳児用食品は50ベクレル、飲料水は10ベクレルという新たな基準値が既にスタートしている。この基準値は、国際的な指標と比べても、より厳しく設定されているものである。

流通が消費者の意見と称して限りなく汚染0を求めていけば、生産者の負担は増すばかりである。これが、福島県をはじめとする東日本大震災と原発事故による放射能汚染からの復興の足かせにもなりかねない。政府・行政は、十分に安全な食品が流通していることを、きちんと国民に説明していく必要がある。リスク管理の基本であるリスクコミュニケーションの充実がまさに必要な課題である。

(調査委員会)

《FGAP 協会利用会員からの質問》

放射能汚染に対する GAP 実施ガイドの見直しについて

【質問】 原発事故による農産物被害に対して、農業者としてできる対策を GAP 実践ガイドや評価規準に反映させたいのですが、その内容についてご意見を下さい。

【回答】 「環境を汚染しない」、「農産物に危害を及ぼさない」、「働く人の安全を脅かさない」という GAP の視点で、放射能汚染問題について考えてみると、セシウムなど放射性汚染物質の扱いは GAP におけるリスク管理における重大な危害要因への対策であるということになります。

GAP では、一般に環境と人に対する危害要因を3つに分けています。①重金属や薬剤などの化学的要因、②害虫・害獣や病原性微生物などの生物学的要因、③その他の物質の物理的要因であり、問題の放射性物質は、③の物理的な危害要因になります。東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により大量の放射性物質が放出されていますから、日本の農業では、これまでの GAP 規範や農場評価規準（GAP 規準）の項目に放射性物質の汚染に対するリスク管理を加えて、農業者にも十分に認識してもらうことが必要です。

農業者ができる放射能対策

質問者の放射能汚染の問題を考慮した新たな GAP 実施ガイドの中に、放射性セシウムの吸収抑制対策として、①深く耕すこと、②土壌のカリウム不足を避けること、③土壌の pH（酸度）を矯正すること、などがあります。いずれも、放射性セシウムが農作物に移行する割合を減らすための有効な対策であると言われています。また、その他の対策として、「④土壌中にアンモニア態窒素が多い場合、土壌が吸着していた放射性セシウムが遊離するので、畑地ではアンモニア態窒素肥料の代わりに硝酸態窒素や尿素態窒素の肥料を施用する」と記されています。

いずれも、科学的知見や福島県での実証試験などで明らかにされた対策であり、有効な方法だと言われていますが、④の「放射性セシウムの土壌吸着の状態を保つために、アンモニア態窒素ではなく硝酸態窒素を推奨する」ということについては、その対策を取ることと別の汚染リスクが増加しないか、他の対策との矛盾がないかなど、GAP（適正農業管理）として全体的に考えてみる必要があります。

総合的な「適正」を

硝酸態窒素の溶脱が起こって、農地、特に畑地の地下水が硝酸で汚染されていることは周知の事実です。このような環境汚染に対する対策は GAP 概念の基本でもあります。それに関して、質問者の元々の GAP 実施ガイドでは、「地下水汚染を防止するために、土壌診断に基づいて、施肥基準を守り、適正な施肥をする」というように書いてあります。

ここで言う「適正な」とは何かとえば、硝酸態窒素が溶脱して地下水が汚染されないような適切な窒素の量や施用方法および施肥のタイミングなどにより、肥料を適切に使用

するということです。このようなことと矛盾が無いように、農業技術の専門的な視点から放射性セシウムの吸収抑制対策を提案しなければならないということです。

GAPでは、いつも「適正」という言葉が出てきます。しかし、実際に取り組んでみると、一つの事象について適正でも、他の事象に関しては不適正になるということがよくあります。単に程度の問題だけではなく、相互の関係性によって適正か不適正の判断が分かれることもあるのです。GAPにおけるリスク評価では、相互に複雑に関係する土壌、水、大気など農業を取り巻く環境の全体を考え、その産地や農場における問題点と対応策を考えていくことが求められます。相談内容の「放射性セシウムの作物への移行」と「硝酸態窒素の多用による地下水汚染」という相互に矛盾する課題は、問題を総合化し、可能な限り高いレベルの解決策を見つけ出す努力が必要になります。

全体的な「適正」を

原発事故による放射能汚染の広がりや、東京電力の福島原子力発電所の汚染源を中心とした地域だけの問題ではありません。事故直後の2011年の春には、神奈川県が一番茶が放射能汚染で出荷停止となりました。汚泥肥料が放射能で汚染されていることを農水省が広く通知しました。また、放射能で汚染された腐葉土が全国のホームセンターで販売されていました。さらに、稲ワラを飼料にした島根県の牛が放射能で汚染されました。

このように、放射能汚染によるリスクは、どこにどの程度潜んでいるか分かりません。農産物の生産は、それぞれの産地の土壌、水、大気の中で農業が管理され、生産されていますが、その際に必要な肥料や土壌改良材や堆肥、化学肥料や化学農薬、種苗など、様々な生産材などが、農場の外部から農場内に入ってきます。これらが何らかの危害要因で汚染されていたとしたら、農場内の工程管理だけではリスク管理が有効にはなりません。

GAPにおけるリスク管理では、入力（農場に入って来るもの）、処理（農場における管理）、出力（出荷や廃棄処理）の全ての段階で、「何の危害要因が」、「どの程度の確率で存在するか」という「リスク評価」をすることが必要です。農場内に入って来る様々な「物質」に放射性の汚染物質が含まれていないか、購入先からの「証明書を受け取る」などの方法でリスクを確認・評価することが求められます。

これまでは一般的に、農業者が生産・販売した農産物に問題が無いか、問題があった場合には、その原因究明などのために「トレーサビリティの確立」が求められる傾向にありましたが、元々トレーサビリティは犯人探しのためのものではありません。食品としての農産物に人への危害を及ぼす物質が存在した場合に、遡って原因が特定できること、および特定された原因物質が混入している農産物が、最終的に何処に配布されたかを追跡できることがトレーサビリティの要件です。したがって、農産物に放射性汚染物質が混入した場合に、それが何処からどのように入ってきたのかを明らかにし、その問題を解決することがトレーサビリティの課題です。そして、そのような危害の恐れがあるとすれば、科学的にその証拠や因果関係が提示されていない段階でも、リスク評価して「予防的な対策」を採ることが必要です。

このように、GAPは、単に農場内の工程を管理することではなく、農業と農産物にかかわる全体の「適正」を求めて行動することなのです。

（田上隆一）

《用語解説》 ネオニコチノイド系農薬 (Neonicotinoid)

たばこに含まれる天然物のニコチンは古くから殺虫剤として使われてきたが、人畜に対する毒性が強く、発癌性があるため、今では使われていない。そこで、ニコチンを元に、その毒性を低減するために開発された農薬が、ネオニコチノイド系農薬である。その化学構造の中にシアノイミン(=N-CN)、ニトロイミン(-C=N-NO₂)、クロロピリジル基、クロロチアゾリル基、フリル基を持つのが特徴である。化学構造の中に塩素を持つ構造が代表的なので、クロロニコチニル系農薬ともいわれ、無味・無臭の物質である。



ネオニコチノイドは、神経伝達物質のアセチルコリン受容体に結合し、神経を興奮させ続けることで昆虫を殺すというメカニズムである。また、昆虫のみならずヒトに対しても神経伝達物質として自立神経系、神経筋接合部、中枢神経系に作用していることから、ヒトの脳への影響、とりわけ胎児・小児など未発達の脳への影響を懸念する意見もある。

1990年代の初めから、世界各地でミツバチの大量死・大量失踪が報告され、2007年の春までに北半球の4分の1の蜂が消えたといわれる。ミツバチの大量死は、2010年時点でカナダ、アメリカ、中国、台湾、インド、ウルグアイ、ブラジル、オーストラリア、日本など、世界的な広がりを見せている。ネオニコチノイド系農薬は、蜂の大量死、蜂群崩壊症候群 (Colony Collapse Disorder, CCD) の主な原因といわれ、フランスでは2006年に最高裁判所で使用禁止の判決が出ている。

フランスの対応

EU諸国では、ミツバチの大量死事件を受けて、その主要原因物質と考えられるネオニコチノイド系農薬に関する原因究明の調査や使用を禁止するための対策が講じられている。使用禁止という迅速な対応をとったのはフランスである。

1994年にイミダクロプリドによる種子処理(種子コーティング)が導入された後、ミツバチの大量死事件が発生していたフランスでは、1999年1月、予防的措置として、イミダクロプリドによるヒマワリ種子処理を全国的に一時停止し、原因究明の調査に着手した。2002年にミツバチが全滅するという事件が発生し、2003年農業省の委託を受けた毒性調査委員会は、イミダクロプリドの種子処理によるミツバチへの危険性を警告する報告書をまとめ、これを受けて2004年に農業省は、イミダクロプリドを活性成分とするネオニコチノイド系殺虫剤ゴーシュの許可を取り消し、イミダクロプリドによるトウモロコシの種子処理も禁止した。そして、2006年4月には、最高裁判所の判決を受け、ネオニコチノイド系農薬ゴーシュ(イミダクロプリド)を正式に使用禁止にした。

岩手県の事例

日本では、2005年9月に岩手県養蜂組合が「組合員のミツバチが大量死したのは農薬散布が原因だ」として岩手県と全農岩手県本部に損害賠償を求めることを理事会で決定した。同組合によると岩手の胆江地域を中心に700群のミツバチが死亡したという。この時期は、イネのカメムシ防除のためにネオニコチノイド系農薬が広域に散布された時期と重

なり、組合は農薬散布が大量死の原因であるとした。岩手県や養蜂組合の分析により、カメムシの防除に用いたネオニコチノイド殺虫剤クロチアニジンが蜂の巣や死んだミツバチから致死量が検出されたという。これを受けて、全農岩手県本部と岩手県農薬卸商業協同組合は、養蜂組合に見舞金を支払い、県が養蜂業者に低利融資し、農薬対策協議会を設立して県が取りまとめながら再発防止に努めるという提案になったという。

翌年は農薬使用前に、胆江地方病害虫防除協議会は養蜂農家に通知をしたが、再びミツバチに被害が発生し、前年とは異なりカメムシ防除が始まる前の7月から被害が発生し、県南部以外でも被害が発生した。養蜂組合が分析したところ、7月に死んだミツバチから農薬が再び検出された。組合は、ネオニコチノイド系農薬を使っているうちはこの問題が解決されないことがはっきりしたので、農薬の使用を中止し、被害の出ない方法を検討すべきとし、2006年12月に全農岩手県本部と岩手県農薬卸商業協同組合を相手取り、農薬の販売差止めと被害の損害賠償を求めて盛岡簡易裁判所に調停を申し立て受理された。この結果、2007年4月に和解が成立し、全農および農薬卸商組合は農薬散布による被害防止のため、岩手県の指導の下に関係する農協や水稻農家の協力を得て対応策を講ずるよう努力すること、そして養蜂組合側は金銭などの請求をしないことになった。

(渡部和男氏ブログより引用、<http://www.maroon.dti.ne.jp/bandaikw/index.htm>)

なお、ネオニコチノイド系農薬については、2010年2月にNPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」が「ネオニコチノイド系農薬の使用中止等を求める緊急提言」をまとめている。(no-neonico.jp/pdf/teigen01.pdf) (調査委員会)

《ニュース・情報》 お米専用の放射能検査装置、三菱重工が開発（4月）

～測定時間はわずか15秒、測定下限値も10ベクレル/kg以下～

食品等の放射能測定も日々進歩している。三菱重工は米の放射能検査を高精度で迅速に行える放射能測定器を開発した(三菱重工メカトロシステムズ株)。この放射能検査装置は、放射線計測機器メーカーのセイコー・イージーアンドジー株と三菱重工が共同で開発したものである。三菱重工によれば、このコメ専用の放射能検査装置は、30kgのコメ袋をコンベアーに乗せてスタートボタンを押すだけで、1分当たり約4袋、わずか15秒で測定が可能であり、しかも測定の下限值は10ベクレル/kg以下ということである。この4月から施行された食品衛生法の新基準値にも対応でき、福島県における米の全量測定が可能になり、精度の高い測定結果が得られることになる。なお、販売開始は5月であり、価格は2000万円になる予定である。(http://www.mhi.co.jp/news/story/1204235200.html)

富士電機『食品放射能測定システム』について（2011.9）

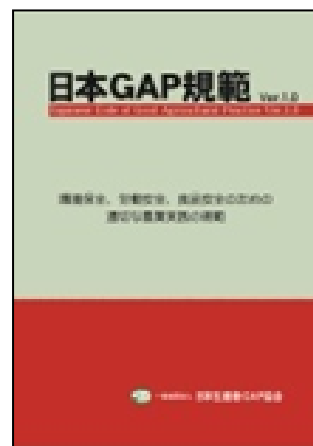
食品に含まれる放射能を連続的に測定する装置であり、昨年9月から出荷されている。全数測定（12秒）と精密測定（120秒）にそれぞれ設定でき、検出限界は、肉（11.7kgの試料）では140Bq(精密測定では50Bq)、米（30kgの試料）では90Bq(精密測定35Bq)、葉菜類（10kgの試料）では250Bq(精密測定100Bq)である。なお、装置の価格は430万円である。

(http://www.fujielectric.co.jp/about/news/11080102/index.html) (調査委員会)

『読者の皆様へ』

- 『日本 GAP 規範 Ver.1.0』一般社団法人日本生産者 GAP 協会編（幸書房）
—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範 Ver.1.0』が昨年5月に出版されました。農業者の必携の書「良い農業の道しるべ」として多くの方々に活用されています。一昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が半分ほどになり、適正農業を行っていく上で必要な実践項目に絞り込んだ使いやすい内容になっています。GAP 教育や GAP 実践に是非お役立て下さい。



- イングリッド版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護—
—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範—
山田正美 訳、一般社団法人日本生産者 GAP 協会 編

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングリッド適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、『日本 GAP 規範』の考え方のベースにもなったものです。また、県版の「GAP 規範」を作るときにも参考にされています。『日本 GAP 規範』と併せてご活用下さい。

- 『日本適正農業規範（未定稿）』一般社団法人日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編
—環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範—

『日本 GAP 規範 Ver.1.0』の元になった本で、残部も少なくなっていますので、この機会にこの日本適正農業規範の「未定稿版」も是非ご購入、ご活用下さい。

これまでの GAP シンポジウムの講演資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に多少の余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非ご利用下さい。 （出版委員会）

《事務局移転のお知らせ》

（一社）日本生産者 GAP 協会の事務局は、(株)AGIC とともに4月11日に移転しました。移転後の住所は下記のように変更になりましたので、宜しくお願い致します。

〒305-0035 茨城県つくば市松代3丁目4番地3号松代ハウスA棟402

【編集後記】

この4月から食品への放射能汚染の新基準値が出され、ぐっと厳しくなった。そんな関係か、今回の GAP 普及ニュースでは放射能関係の記事が多くなっている。

食品などの放射能汚染に対する規制が厳しくなると、どうしてよいのか判らない問題が次から次と湧いて出てくる。基準値の詳しい意味も分からず、「基準が厳しければ、消費者にとって良いのだろう」、「そもそもセシウムなんてなかったんだから良い」と、

大手スーパーや生協まで次から次へと厳しい自主規格なるものを出してきて、どんどんエスカレートしている。政府・行政からは国民一般へ周知するための判りやすい説明もなく、リスク回避のための基本的な説明であるリスクコミュニケーションも相変わらず不足している。

農家や漁家は、規制が厳しくなると大変である。今までよかったものが突然ダメになり、しばらくは仕事ができなくなる人も出てくる。そのような人達に、国や県や東電はどのような支援の手を差し伸べているのであろうか。

流通業者によって農産物等の納入基準値がバラバラになると、どこに出荷するかによって対応する数値が変わることになる。また、業者が自主的に測定しているというが、放射能・放射性物質についての専門的な知識があるのかと心配になる。さらに、このような低い規制値への競争によって新たな風評被害が発生することも考えられる。

ある食品リスクの専門家が言っていた。「今回のリスク」、「今年のリスク」という表現を使っておられたが、「日本人のリスク感覚は一過性で、すぐに忘れてしまいますよ」と。

かつて、水銀マグロでパニックになってマグロが売れなくなり、辛し蓮根のボツリヌス中毒事件で、八百屋の蓮根まで売れなくなり、BSE 問題で牛の焼肉が売れなくなったが、何も変わっていないのに元に戻り、すぐにリスクを忘れてしまう日本人をそのようにしていた。皮肉である。

これまで「低線量の放射線は免疫力を高める」といって、ラドン温泉やラジウム温泉に行き、秋田の玉川温泉などに湯治に行っていた日本人が、低線量のホルミシスを忘れてしまい、いたずらに放射線・放射性物質を恐れている。放射線に対する感受性の高い子供達に対する配慮は必要であるが、必要以上の恐れは無用である。放射能・放射性物質などについて良く調べて勉強し、必要以上に恐れる必要がないことを学ぶべきである。という私のような年寄りも、ソ連の水爆実験のストロンチウムがまだ骨の中に残っており、セシウムを含め、体の中から 8000 ベクレルもの放射線が出ているという。

今回の放射能汚染は、水溶性の放射性セシウムだけである。セシウム 137 の生物的半減期はわずか 70 日である。このことを考え、いたずらに低線量合戦に加わらず、国の基準値を守って農林水産物の適正な生産・流通を行うことが重要である。 (食讚人)

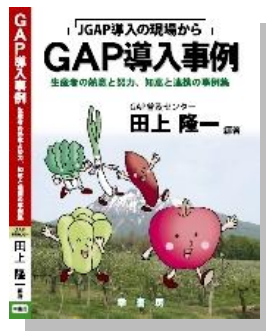
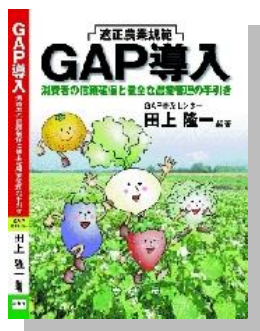
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



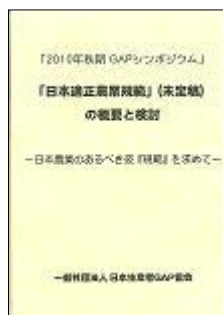
2009.3



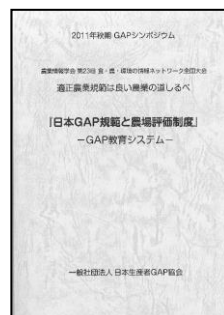
2009.8



2010.4



2010.10



2011.10

『イングランド版適性農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）



『日本適性農業規範』（未定稿）
定価（本体 1,500 円税込）



『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価（本体 2,500 円）
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/